

第 1 節 廃棄物・リサイクル対策のあらまし

1 循環型社会の形成に向けた法制度について

戦後、経済の発展に伴い大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造となり、廃棄物処理及びリサイクルを取り巻く状況として、廃棄物の量の増大、質の多様化、焼却処理におけるダイオキシン類問題、最終処分場のひっ迫等の諸課題が生じた。このように、資源の活用から廃棄に至る各段階における環境への負荷が増大したことを踏まえ、持続可能な社会へと転換することを目的に、各種法律が整備された。（図 1－1）

昭和45年に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）は、不適正処理や不法投棄の頻発、廃棄物排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫などの課題に対応するため、廃棄物処理施設の施設基準や維持管理基準の強化、罰則の大幅強化や再生利用認定制度の導入、公的関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進等、数次にわたり改正が行われてきた。

平成12年6月には、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、目指すべき循環型社会を①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と明確に提示するとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を示した。また、平成30年6月には、循環型社会形成推進基本法に基づく第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、持続可能な社会づくりとの統合的取組等の基本的な7つの方向性を示した。

平成28年1月には、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき国が「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改定し、沖縄県においても当該方針に基づき、令和4年3月に沖縄県廃棄物処理計画（第五期）を策定し、廃棄物の発生抑制、再生利用に取り組んでいる。一方で悪質な事業者による不適正処理について厳しく対処するため、廃棄物処理法が改正され、排出事業者による適正処理確保の為に排出事業者責任の明確化、産業廃棄物処理業の優良化促進、産業廃棄物処理施設の維持管理強化、排出抑制の徹底などの見直しが行われた。

リサイクルを推進する各種個別法は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」）、「特定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」）、「建設工事に

係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」）、
「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」）、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」）及び使用済自動車から発生するフロン類、エアバッグ及びシュレッダーダストのリサイクルの促進を図るため、
「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」）等の制定、改正が行われている。

これらの法令に、国等が率先して再生品などの調達を推進することを目的とした「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」）を加え、持続可能な循環型社会の形成に向けた法体系が整備された。

また、化学物質対策としてダイオキシン類については、平成11年7月に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」で、耐容一日摂取量、環境基準等が定められるとともに、同法に基づき削減目標量が設定され、総合的な対策が進められている。

PCB廃棄物については、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」）が制定され、令和8年度末までにPCB廃棄物の処分を終えることとしている。

海岸漂着物については、その円滑な処理及び発生を抑制を図るため、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下「海岸漂着物処理推進法」）が制定され、同法に基づき、回収・処理、発生抑制対策が実施されている。

プラスチックごみによる世界的な海洋汚染の問題に対応するとともに、国内におけるプラスチックの資源循環を一層推進するため、令和元年5月に3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則とした「プラスチック資源循環戦略」が策定された。

令和4年4月には、プラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理まで、あらゆる主体がプラスチックの資源循環に取り組むための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。

令和6年5月には、再資源化事業の促進させることで資源循環を進めることを目的に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が制定された。

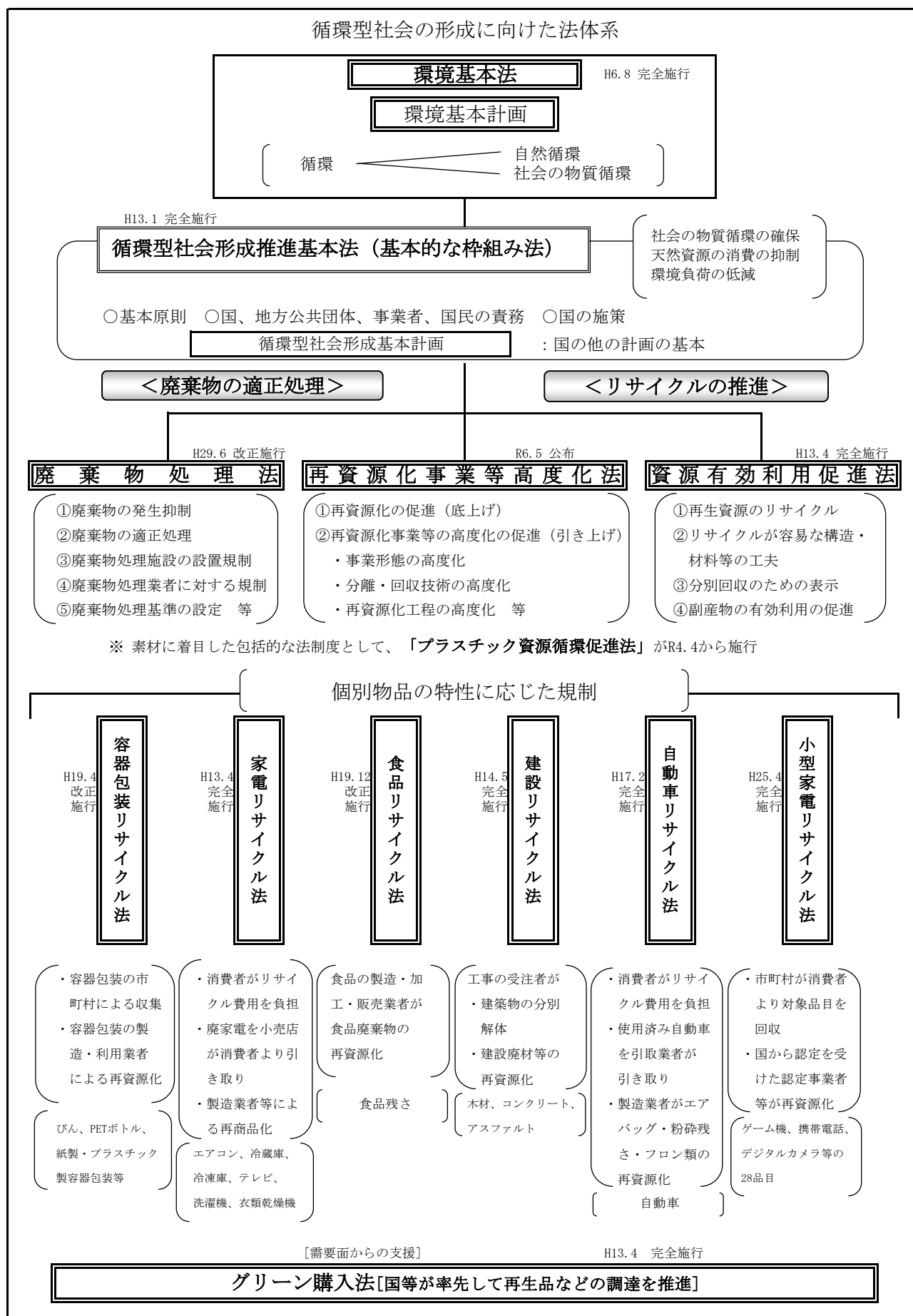


図 1－1 循環型社会の形成に向けた法体系

2 県内の廃棄物処理・リサイクルの現状と課題

(1) 廃棄物の種類

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、廃棄物処理法やその他の関係法令等によって、その保管、運搬、処分の方法に関する規制が行われている。

- 廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分される。（図 1－2）
- 「産業廃棄物」は事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定される 20 品目をいい、排出事業者には適正処理する責任が課されている。
- 「一般廃棄物」（ごみ）は産業廃棄物以外のものをいい、そのうち一般家庭から排出されるものを生活系廃棄物、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物とならないものを事業系一般廃棄物と呼ぶことがある。一般廃棄物は基本的に市町村に処理責任があるが、事業系一般廃棄物については排出事業者にも適正処理する責任が課されている。
- 廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを、特に「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」として定めている。

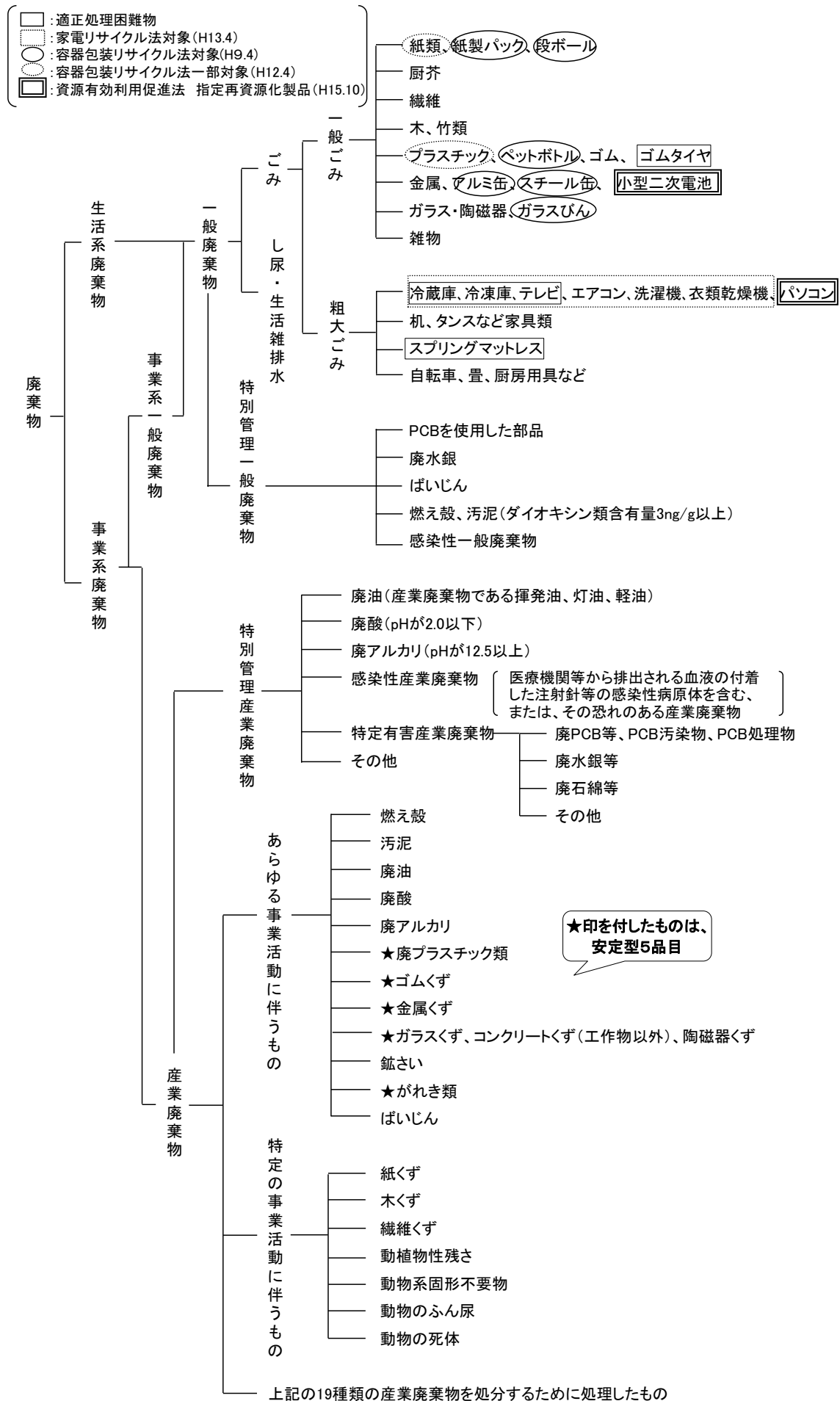


図1-2 廃棄物の分類

(2) 一般廃棄物の現状と課題

ア ごみ処理の現状と課題

(ア) ごみ処理の状況

沖縄県の事業所や家庭から1年間に排出されるごみの総排出量は、統計を取り始めた昭和44年度から50年代にかけては30万t台で推移した。

その後、昭和60年代に増加が顕著になり、昭和63年度に40万tを、平成10年度には50万tを超えた。これらの対策として、資源ごみの分別収集や有料指定ごみ袋が導入されたことにより、平成11年度の512,505tをピークに総排出量は減少したが、平成21年度以降再び微増傾向にある。

令和4年度における沖縄県のごみの総排出量は475,295tであった。そのうち計画収集量（直接搬入量を含む）は475,223tで、重量当たりの計画収集率は99.9%となった。また、人口当たりの計画収集率はほぼ100%となっている。

令和4年度のごみ処理量475,208tのうち、398,176t（83.8%）が焼却施設で直接焼却、1,463t（0.3%）が直接埋立、14,648t（3.1%）が直接資源化され、60,921t（12.8%）が焼却以外の中間処理となっている。

ごみの資源化量は、地域の団体が資源ごみを回収する集団回収が72tで、計画収集による直接資源化量14,648t、中間処理後再生利用量60,907tとあわせ、合計75,627tとなり、これによりリサイクル率は15.9%となった。

また、令和4年度における本県のごみ処理費は約177億円であり、1t当たりのごみ処理費は37,342円、県民1人当たりのごみ処理費は11,966円となった。

近年、ごみの総排出量や最終処分量は微増傾向にあるものの、全国平均値と比較すると低い値となっている。リサイクル率については平成23年度を境に横ばいとなっており、全国平均値19.6%と比較すると3.7ポイント低いことから、更なる取り組みが必要である。

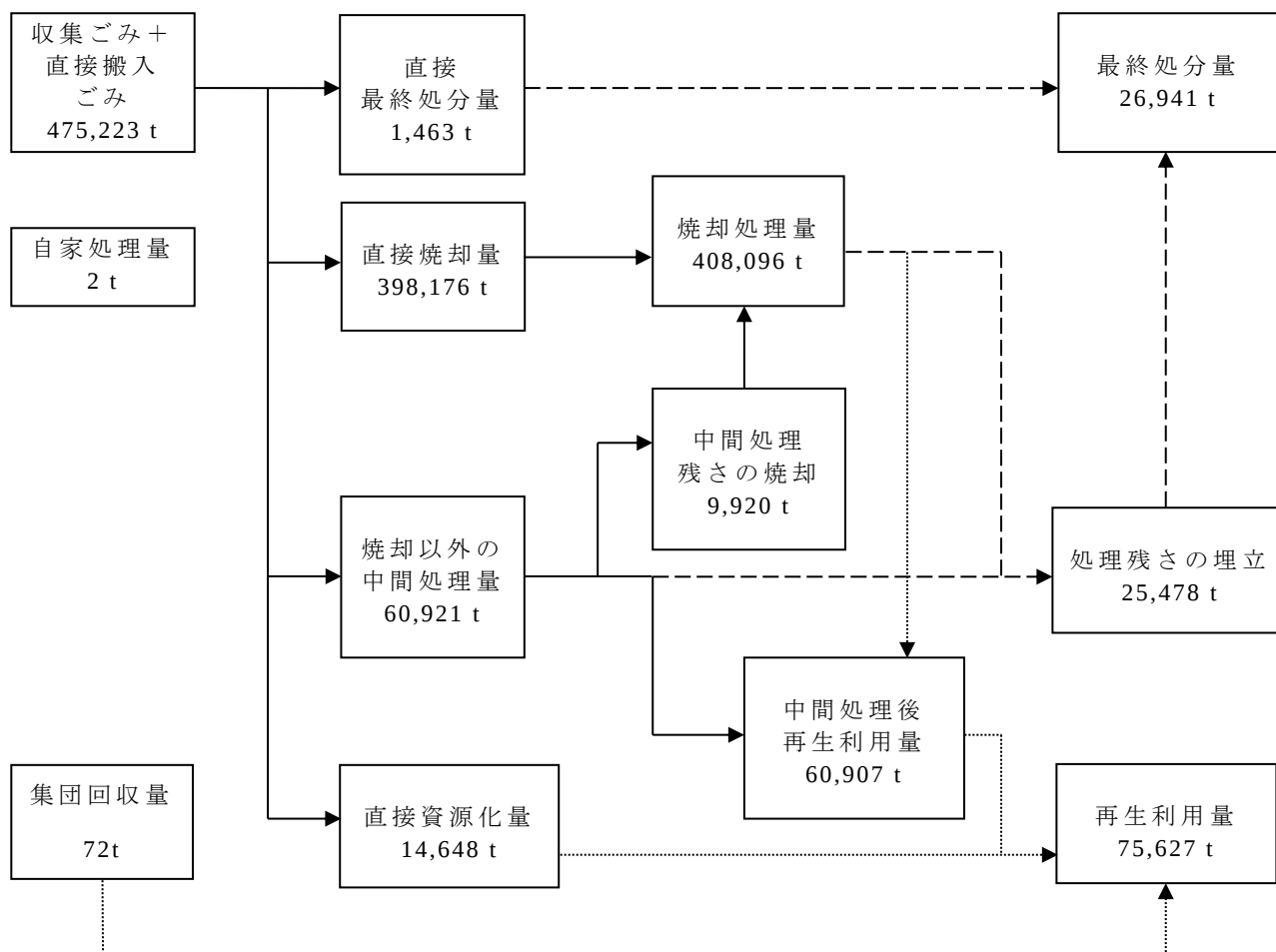


図 1 - 3 ごみ処理フロー図（令和 4 年度）

(イ) ごみ処理施設

令和 6 年 3 月末現在の県内 41 市町村のごみ処理施設の整備状況は、焼却施設については、40 市町村において 31 施設が整備されている。

最終処分場については、33 市町村で 21 施設整備されており、最終処分場を整備していない 8 市町村のうち 2 町村では、現在、1 施設の整備を計画しており、稼働するまでの間、他市町村や民間業者に最終処分を委託するなどにより対応している。残りの市村では、民間業者に最終処分を委託するなどに対応している。

また、これまで整備した施設について、一部老朽化もあることから、改築及び基幹改良（改造による更新を含む。）による整備を進めていく。

更に、施設の耐用年数向上を図るため長寿命化計画の策定も進める必要がある。

イ し尿処理の現状と課題

し尿・生活排水の処理については、公共下水道、浄化槽（農業集落排水処理施設等を含む）及びし尿処理施設において処理が行われている。

令和４年度の沖縄県の水洗化人口（公共下水道又は浄化槽等で処理している人口）は1,420,718人、水洗化率は95.8%となり、非水洗化人口（市町村等が計画収集し、し尿処理施設で処理している又は自家処理している人口）は62,243人、非水洗化率は4.2%である。

令和４年度のし尿（公共下水道及び浄化槽等により処理されるものを除く。以下同じ。）の年間総排出量は17,331 klとなっており、そのうち、計画収集量は17,328 klで、総排出量の100%※¹を占めている。また、人口当たりの計画収集率は100%※¹となっている。

一方、浄化槽の余剰汚泥も計画収集されし尿処理施設等において処理されており、その年間総排出量は143,797 klとなっている。

これらし尿及び浄化槽汚泥の処理は、し尿処理施設による処理が120,583 kl（74.8%※²）、下水道への投入が22,356 kl（13.9%※²）、農地還元が6,856 kl（4.3%※²）、その他の処理が11,330 kl（7.0%※²）となっている。一部自治体において行われていた海洋投入については、平成16年５月に廃止された。

令和４年度末現在、県内には94,883基の浄化槽が設置されているが、合併浄化槽は39,116基（41.2%）と普及が遅れており、その整備促進が必要である。また、浄化槽が本来の機能を発揮するためには定期的な維持管理を行う必要があり、浄化槽管理者は保守点検と清掃を行うとともに、法定検査を受検することが浄化槽法により義務づけられている。

法定検査には、浄化槽使用開始３～８ヶ月後の水質検査（７条検査）と、毎年１回の水質検査（11条検査）があるが、令和４年度実績で７条検査の実施率は100%（全国平均94.7%）と全国平均を上回っているが、11条検査の実施率は9.3%（全国平均48.2%）と低い実施率となっており、11条検査の受検率を向上させる必要がある。

※１ 端数は四捨五入により処理している。

※２ 括弧内は浄化槽汚泥の構成比を示している。

(3) 産業廃棄物の現状と課題

県内の産業廃棄物の発生量は年間200万t程度（動物のふん尿を除く）で推移しており、質的にも多様化してきている。

その処理については、排出事業者自ら又は処理業者により行われているが、県内の処理業者が有する管理型最終処分場は、処分場の閉鎖等により稼働中の施設は、令和元年まで２箇所のみで、その残余容量はひっ迫した状況が続いていたため、多くの産業廃棄物が県外搬出されていた。しかし、令和元年

10月に公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場が竣工したため、産業廃棄物の県内処理と適正処理の推進を図っていく必要がある。

また、廃棄物の不法投棄や廃タイヤの大量保管など不適正事案も依然として多いことから、これらの課題への対策強化が必要となっている。

ア 産業廃棄物の発生状況等

本県における産業廃棄物の発生状況等については、5年ごとに実態調査を実施し把握に努めている。

また、沖縄県廃棄物処理計画における減量化目標の進捗状況を把握するため、平成18年度から年度毎に産業廃棄物実態調査フォローアップ調査を行っている。

令和5年度沖縄県産業廃棄物実態調査フォローアップ調査（令和4年度実績）によれば、動物のふん尿を除く産業廃棄物の発生量は、2,000千tと推計され、有償物量を除く産業廃棄物の排出量は1,858千tである。種類別でみると、汚泥（49.6%）、がれき類（20.4%）、動植物性残さ（9.7%）となっており、業種別でみると電気・水道業（51.1%）、建設業（26.1%）、製造業（20.5%）となっている。

排出量のうち、再生利用量は895千t（48.2%）、最終処分量は79千t（4.3%）となっている。

再生利用率及び最終処分率は、令和元年度と比べると概ね横ばいに推移しており、今後とも目標達成に向け取り組んでいく必要がある。

表1-1 産業廃棄物の発生量、排出量、再生利用量及び最終処分量

（単位：千t/年）

	令和元年度 （基準年度）	令和4年度 （実績）	令和7年度 （目標値）
発 生 量	2,018	2,000	—
排 出 量	1,842	1,858	1,860
再生利用量	893（48.5%）	895（48.2%）	949（51.0%）
最終処分量	69（3.8%）	79（4.3%）	70（3.8%）

注1）令和元年度（基準年度）の値は、沖縄県廃棄物処理計画（第五期）策定時の値。

注2）令和7年度（目標値）の値は、第五期計画の目標値。

注3）「その他量」を記載していないため、排出量と個々の計とが一致していない。

イ 産業廃棄物処理業者等の許可状況

（ア）処理業の許可状況

令和5年度末現在、産業廃棄物処理業者は、総数で1,512業者となっている。

業の区別でみると、収集運搬業1,338業者、処分業174業者（うち中間処理業163業者、中間処理・最終処分業8業者、最終処分業のみ3業者）となっている。

また、保健所別にみると、多い順から南部保健所742業者、中部保健所476業者、北部保健所132業者、宮古保健所85業者及び八重山保健所77業者となっている。

(イ) 再生利用業の指定状況

産業廃棄物処理業の許可が不要となる産業廃棄物再生利用業の知事指定については、石炭灰の再生輸送業が2件、石炭灰の再生活用業（用途：セメント原料）が2件、廃プラスチックの再生輸送業が2件、廃プラスチックの再生活用業（用途：プラスチック原料又は生成油）が4件の計10件となっている。

ウ 産業廃棄物処理施設の設置状況

現在稼働中の産業廃棄物処理施設の許可件数は、令和5年度末現在で201施設となっている。その内訳は、脱水や焼却による減量化または有害物の分解などを行う中間処理施設が185施設、最終処分場が16施設となっている。

また、最終処分場について設置主体別でみると、排出事業者の設置が3施設、産業廃棄物処理業者の設置が12施設、公共による設置が1施設となっている。

エ 施設等の監視パトロール

産業廃棄物処理施設等については、保健所による定期的な立入検査を実施し、監視指導を行っている。

平成14年度以降、産業廃棄物の適正処理の確保及び施設の安全管理の徹底を図るため、産業廃棄物最終処分場及び焼却施設を設置している事業者に対して処理基準、維持管理基準等の適合状況を重点的に検査する総点検を実施し、不適切な施設に対しては改善命令等の行政処分を行っている。

また、平成23年度より産業廃棄物最終処分場及び焼却施設を設置している設置者は5年3ヶ月に一度、定期検査の受検が義務付けられた。

これまで、数次にわたり廃棄物処理法が改正され、廃棄物処理施設の維持管理基準などが強化されているが、廃棄物処理業者において十分な措置が図られず、対応が不十分な施設が見受けられることから、より一層、監視指導を強化する必要がある。

オ 不法投棄

県が令和 6 年度に実施した「不法投棄実態調査」によると、令和 5 年度における不法投棄箇所は122箇所2,502 tであり、地域的には、原野、森林等や農用地といった人目に付きにくい場所が多い。不法投棄物の種類は、一般廃棄物780 t（31.2%）、産業廃棄物は1,721 t（68.8%）となっている。（主な産業廃棄物は①廃プラスチック類（廃タイヤ）540 t（21.6%）、②廃プラスチック類（その他）278 t（11.1%）、③建設混合廃棄物224 t（8.9%）、④廃プラスチック類（建設系）220 t（8.8%）であった。）

不法投棄に至った原因としては、投棄者の道徳観念の欠如、処理費の出し惜しみ、廃棄物処理に対する認識不足などが考えられる。

また、不法投棄だけでなく廃棄物を原野や空き地等に大量保管する等の不適正処理事案も問題となっている。

このような不法投棄及び不適正処理の実態は、周辺地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然・都市景観を損ねるなど、本県の観光振興にもダメージを与えかねない重要な課題となっており、不法投棄の早期発見、原因者による撤去、規模が小さい段階での迅速な対応、発生抑止のための監視体制の充実強化等の取り組みが必要である。

3 循環型社会の形成に向けた県の施策について

(1) 沖縄県廃棄物処理計画の推進

沖縄県廃棄物処理計画とは、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定する法定計画であり、沖縄県における廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に関する基本的な方向を定め、県民、事業者及び行政が一体となって取り組むための指針となるものである。

沖縄県では、国の策定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえ、平成13年度に平成17年度を目標年度とする沖縄県廃棄物処理計画（第一期）を策定し、その後3回の計画見直し（第二期～第四期）を行っている。

県民、事業者、市町村とともに諸施策を推進してきたところであるが、依然として、再生利用量の向上、不法投棄等の課題があり、循環型社会の形成に向けた取組みを強化するため、現在の廃棄物を取り巻く状況などを踏まえ、令和4年3月、沖縄県廃棄物処理計画（第五期）（以下「第五期計画」）を策定した。

第五期計画においては、令和7年度を目標年度として、循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や各主体の役割について明確にするとともに、中長期的な展望に立った新たな施策を展開し、循環型社会の形成に向けた取組みを強化した。

一般廃棄物減量化目標

< 令和7年度 >

- 排出量を現状（令和元年度）に対し、11.0%削減する。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を現状（令和元年度）に対し、0.2%削減する。
- 再生利用量を排出量の22%とする。
- 最終処分量を排出量の4.9%とする。

表1-2 一般廃棄物の排出量等に係る基準値及び目標値

	令和元年度【基準値】	令和7年度【目標値】
排出量 (千t)	481 < 889 g/人・日 >	428 < 786 g/人・日 >
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	490	489
再生利用量 (千t)	70 < 14.5% >	94 < 22.0% >
最終処分量 (千t)	32 < 6.6% >	21 < 4.9% >

産業廃棄物減量化目標

＜令和 7 年度＞

- 排出量を現状（令和元年度）に対し、増加を1.0％以内に抑制する。
- 再生利用量を排出量の51.0％とする。
- 最終処分量を現状（令和元年度）に対し、増加を約1.0％以内に削減する。

表 1－3 産業廃棄物の排出量等に係る基準値及び目標値

	令和元年度【基準値】	令和 7 年度【目標値】
排 出 量 （千t）	1,842	1,860
再生利用量 （千t）	893 〈48.5%〉	949 〈51.0%〉
最終処分量 （千t）	69 〈 3.8%〉	70 〈 3.8%〉

（注）「その他量」を記載していないため、排出量と個々の計とが一致していない。

（2）一般廃棄物に関する対策

ア ごみ処理広域化計画の推進

ごみの焼却に伴うダイオキシン類の発生の抑制やごみ排出量の増大等に伴う最終処分場の残余容量のひっ迫等を背景に、環境保全や処理技術、経済的な観点から施設を集約し大型化するなど、広域的な視点に立った総合的かつ効率的なごみ処理体制を構築することが必要となり、そのための指針として、「沖縄県ごみ処理広域化計画」を平成11年 3 月に策定した。

その結果、沖縄本島において焼却施設数が減少し、処理能力の大きい施設が増えるなどの成果があった。

平成31年には、我が国のごみ処理の状況変化を踏まえ、環境省から通知（「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」、平成31年 3 月29日付け環循適発第1903293号）が発出された。

同通知では、我が国の将来的な人口減少や 3 R 推進によるごみ排出量の減少を踏まえ、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するためには、現状及び中長期的な視点により、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の検討が改めて必要とされており、本県の一般廃棄物の処理状況を踏まえ、「沖縄県ごみ処理広域化計画」の内容を見直し、新たに「沖縄県ごみ処理広域化・集約化計画」（令和 4 年 3 月）を策定した。

同計画の期間は、令和 3 年度から12年度までの10年間であり、広域化の 3 つのケースを設定している。

表 1 - 4 広域化ケースの考え方

ケース	考え方	目標時期
ケース 1	現行(令和 3(2021)年度)の処理体制	ー
ケース 2	近隣自治体における広域化	令和 12(2030)年度
ケース 3	最大限の広域化	令和 27(2045)年度

表 1 - 5 広域化ケース

市区町村名	現行	ケース1（R3年度）		ケース2（R12年度）		ケース3（R27年度）	
	ブロック	No	組合せ	No	組合せ	No	組合せ
国頭村	北部	1	国頭地区行政事務組合	1	北部 1	1	北部
大宜味村							
東村							
名護市		2	名護市	2	北部 2		
今帰仁村		3	本部町今帰仁村清掃施設組合	3	北部 3		
本部町							
伊是名村	4						
伊平屋村	北部離島	5	伊平屋村				
伊江村		6	伊江村				
宜野座村		中部	7	金武地区消防衛生組合	4	中部北 1	2
金武町	8		中部北環境施設組合	5	中部北 2		
恩納村							
うるま市	9		比謝川行政事務組合	6	中部南 1	3	中部南
読谷村							
嘉手納町							
北谷町	中部	10	倉浜衛生施設組合	7	中部南 2		
沖縄市							
宜野湾市							
北中城村	南部	11	中城村北中城村清掃事務組合	8	南部北	4	南部北
中城村							
浦添市							
糸満市	13	南部広域行政組合 （糸豊環境衛生課）	9	南部南 1	5	南部南 1	
豊見城市							
南城市	14	南部広域行政組合 （東部環境衛生課）	10	南部南 2	6	南部南 2	
西原町							
与那原町							
八重瀬町	南部離島	15	那覇市・南風原町環境施設組合	11	南大東村	7	南大東村
那覇市						8	北大東村
南風原町						9	久米島町
座間味村		10	久米島町	10	宮古		
粟国村		11	久米島町	11	石垣市・竹富町		
渡嘉敷村	南部離島	12	渡嘉敷村	12	北大東村	8	北大東村
渡名喜村		13	渡名喜村	13	久米島町	9	久米島町
南大東村		14	南大東村	14	宮古本島	10	宮古
北大東村	八重山	15	北大東村	15	石垣市・竹富町	11	石垣市・竹富町
久米島町		16	久米島町	16	与那国町	12	与那国町
宮古島市		17	宮古島市	17	与那国町	13	与那国町
多良間村	八重山	18	多良間村	18	与那国町	14	与那国町
石垣市		19	石垣市	19	与那国町	15	与那国町
竹富町		20	竹富町	20	与那国町	16	与那国町
与那国町	八重山	21	与那国町	21	与那国町	17	与那国町
		22	与那国町	22	与那国町	18	与那国町
		23	与那国町	23	与那国町	19	与那国町

イ 一般廃棄物処理施設の整備促進

県内のごみ焼却施設については、令和 5 年 3 月末現在、41市町村中40市町村で31施設が整備されている。

最終処分場については、33市町村で21施設が整備されている。

また、再生利用施設については、30市町村において31施設が整備されている。

ウ ごみの減量化・リサイクルの促進

県内のごみの減量とリサイクルを広域的な観点から推進するため、「ごみ減量化推進事業」を平成 5 年度から実施している。本事業では、市町村等と連携して、「ごみ減量・リサイクル推進の取組」、「3 R 推進月間」を実施し、パネル展の開催、新聞・ラジオ広告等による広報等、循環型社会の形成に向けた各種普及啓発活動に取り組み県民意識の高揚に努めている。

平成13年度には、住民代表、教育関係団体、排出事業者、再生事業者、関係団体、N P O 及び行政担当で構成する「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」を設置し、ごみ減量・リサイクルへの自発的な取組の促進について協議するとともに、下部組織として流通事業者等で構成する「レジ袋減量部会」を設置し、マイバックキャンペーン等によるレジ袋使用量の削減策を協議した。

これらの協議を受け、平成20年 8 月 6 日に、レジ袋有料化を取り組みの柱とする「沖縄県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を「県内10事業者」、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」及び「沖縄県」の3者で締結し、同年10月 1 日から県下一斉にレジ袋有料化を開始した。同年 12 月に 1 事業者が加わり、平成21年 2 月からは11事業者においてレジ袋有料化によるごみ減量の取り組みが行われている（平成26年 4 月から 1 事業者は既存事業者に統合され、現在は10事業者（令和 6 年 3 月末時点））。

その結果、レジ袋有料化が開始された平成20年10月から令和 6 年 3 月現在までの、協定締結事業者におけるレジ袋辞退率（（来店者数－使用枚数）÷来店者数×100）の総平均値は、協定締結時の目標である 80%をわずかに下回り 77.3%となっている。

平成29年10月24日には、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の構築を促進することを目的に、毎年全国で開催されている 3 R 推進全国大会を沖縄県で初めて開催した。

環境教育に関しては、過年度（平成12年～23年）に実施していた「ごみ減量・リサイクル講座」（通称「買い物ゲーム」、小学生等対象）を、平成29年度より再開し、県民のごみ減量に関する意識高揚を図っている。

表 1 - 6 ごみ減量化推進事業

事業	内 容
沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議	① 沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議開催 ② レジ袋減量部会開催
ごみ減量・リサイクル推進の取組 5/30(ごみゼロの日)～6/30	① パネル展、ラジオ等広報 ② 不法投棄一斉パトロール
3 R 推進月間（10月） ※9/24(清掃の日)、10/1(浄化槽の日) に関する取組も同時に実施	3 R に関する普及啓発活動 ① 新聞広告・ラジオ広報等 ② パネル展及び浄化槽の日のイベント開催 ③ その他取り組み

エ 容器包装リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみ（一般廃棄物）の約 6 割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る目的で平成 7 年に制定され、平成 9 年に一部施行、平成 12 年に紙製容器包装、プラスチック製容器包装が追加され完全施行している。市町村において同法に基づく分別収集が開始されている。

容器包装リサイクル法では、特定容器包装のうちガラス製容器、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装及び紙製容器包装（紙製パック及び段ボール製容器を除く）については、市町村が分別収集した物を再商品化する費用を製造事業者等が負担するシステムとなっており、スチール缶、アルミ缶、紙製パック及び段ボールについては、市町村が分別収集した後、有償で売却されている。

なお、令和 4 年度容器包装リサイクル法に基づく分別収集量等及び市区町村数調査によると、令和 4 年度に分別収集を実施しているのは、スチール缶が 37 市町村、アルミ缶が 38 市町村、紙パックが 20 市町村、段ボールが 28 市町村、無色ガラス容器が 27 市町村、茶色ガラス容器が 28 市町村、その他ガラス容器が 34 市町村、ペットボトルが 41 市町村、プラスチック製容器包装が 8 市町村となっている。

オ 自動車リサイクル法への対応

(ア) 概要

自動車リサイクル法では、エアバッグ類、フロン類、シュレッダーダストのリサイクル・適正処理が義務付けられている。

県では、（公財）自動車リサイクル促進センターと連携して、様々な媒体等を利用し、県民及び関連事業者への法令順守の徹底を呼びかけるとともに、関連事業者等への立入調査を強化し、適正処理の推進に取り組んでいる。

（イ）離島対策支援事業

平成17年10月1日より、本県の離島から沖縄本島まで使用済自動車を海上輸送する費用の8割を出えんする制度が開始された。

同制度は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」いわゆる自動車リサイクル法が平成17年1月1日から本格施行されたことに伴い、最終所有者から預託されたりサイクル料金の剰余金の一部を離島市町村が行う離島対策支援事業に対して、（公財）自動車リサイクル促進センターが出えんする制度となっている。

令和5年度離島対策支援事業の実績として、離島を抱える18の市町村が対象となり、約3,132万円（使用済自動車7,566台）の出えんを受けている。

※対象市町村

石垣市、宮古島市、うるま市、南城市（久高島）、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町、本部町の計18市町村

カ 家電リサイクル法への対応

（ア）指定引取場所における引取りの状況

平成13年4月1日より施行された家電リサイクル法は、小売業者による収集運搬、メーカーによるリサイクル及び消費者による費用負担といったそれぞれの役割分担をとおして、循環型社会の構築をめざすものである。

令和5年度に県内の指定引取場所へ搬入された廃家電品の数は4品目合計で231千台であり、全国の引取台数14,449千台の1%を超える回収実績となっている。各年度の回収実績は表1-7のとおりである。

表1-7 県内及び全国の家電リサイクル引取台数（千台）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
沖縄県	130	136	152	160	188	212	241	233	236	231
全国	10,862	10,878	11,198	11,885	13,562	14,773	16,020	15,262	14,953	14,449

(イ) 離島対策事業協力制度

平成21年度より、離島地域から指定引取場所まで輸送する費用のうち、合理的に算出された1台あたりの海上輸送費用の原則全額を助成する制度が開始された。同制度は、市町村が実施する海上輸送事業に対して、一般財団法人家電製品協会が助成する制度となっている。令和5年度離島対策事業協力制度の実績として、県内からは5市町村（宮古島市、与那国町、伊平屋村、渡嘉敷村、多良間村）が助成を受けている。

キ ちゅら島環境美化促進事業

空き缶や吸い殻等のごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、平成14年7月1日から「ちゅら島環境美化条例」を施行し、県民、事業者、市町村及び県が一体となって条例を推進することにより、県全域で環境美化運動の気運を盛り上げている。

(ア) 推進母体による活動

県、市町村及び民間団体で構成する条例の推進母体「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」が実施主体となって、「ちゅら島環境美化促進月間」である7月を中心に、各種広報啓発活動や全県一斉清掃に取り組んでいる。

全県一斉清掃は平成15年度以降、夏季（6月から8月）と年末（12月）の年2回実施している。令和5年度は新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類」に移行したことに伴い、県内各地で一斉清掃を実施した団体や参加者は前年度より増加した。

(イ) 環境教育・環境学習の推進（条例第11条）

小学校高学年を対象とした環境美化教育用教材「みんなでつくろうちゅら島沖縄」を作成・県内の全ての小学校に配布し、環境教育・環境学習を推進している。

(ウ) 自発的な活動の促進（条例第12条）

第十一管区海上保安本部環境防災課の提唱の下、主に海岸清掃活動に自主的に取り組む団体等で結成された「沖縄クリーンコーストネットワーク（OCCN）」を共同で運営し、通年を通した「まるごと沖縄クリーンビーチ」キャンペーンを実施する等、広く県民に参加を呼びかけ、自発的な活動を促進しており、令和4年度は、延べ2,321人が海岸清掃ボランティア活動に参加した。

ク 合併処理浄化槽の普及促進

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、短期間にかつ容易に設置できる等の特徴を有していることから、生活排水対策の重要な柱の一つとなっている。

国において、昭和62年に国庫補助事業である浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、本県では、公共下水道及び農業・漁業集落排水事業等との整合性を図り、集合処理に適さない住宅散在地域や生活排水対策重点地域への整備など、地域の特性に応じて合併処理浄化槽の整備促進に努めてきたところである。

なお、この補助事業により令和4年度までに那覇市等25市町村1事務組合が合併浄化槽設置者に対する補助を実施しており、令和4年度末現在合計1,745基の合併処理浄化槽を整備している。

また、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には合併処理浄化槽の設置を義務化するとともに浄化槽設置者が建築確認申請時に法定検査料金を払い込む前納制を導入した。直近では、令和5年3月に同要綱を改正している。さらに平成13年度から浄化槽設置者（管理者）を対象とした「浄化槽設置者講習会」を県内各保健所単位で実施し、浄化槽の適正な維持管理とその普及啓発に取り組んでいるところである。

ケ 海岸漂着物対策の推進

近年、海外からと思われるペットボトルや漁具等の廃プラスチック類や流木等が、更には私達の生活から出たごみが河川等から流出し、海岸域に大量に漂着し、堤防等の海岸保全施設の機能だけではなく、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全に重大な影響を及ぼしている。

これらの漂着物は、原因者が特定できないことから、海岸管理者や地元市町村、ボランティア団体等で回収・処理に努めているが、通常の利用の範囲を超えるもので負担も大きく、また繰り返し漂着することから、十分な対策を講じることが困難な状況にある。

県では、この深刻化している海岸漂着物問題について、平成21年度から24年度にかけて国が創設した「地域グリーンニューディール基金」を活用し、さらに「地域グリーンニューディール基金」の終了に伴い、平成25年度～平成26年度に国が新たに創設した「地域環境保全対策費補助金」（海岸漂着物地域対策推進事業）を活用し、海岸漂着物対策事業を実施した。平成27年度以降、引き続き国の創設した地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地

域対策推進事業)を活用し、回収処理及び発生抑制対策事業を実施している。

環境部では、海岸漂着物対策を推進するための計画「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を平成21年度に策定（令和3年度改定）し、同計画に基づき漂着物の実態把握調査、海岸清掃マニュアルの作成、各種調査研究や発生抑制対策のための海外交流事業を実施するとともに、海岸漂着物対策を実施する市町村に対し補助金を交付する等の事業を行っている。

海岸管理者（県土木建築部、農林水産部）や市町村では、同計画で選定した重点対策区域における回収処理事業を実施しており、令和5年度は約5,099 m³（約471 t）の漂着物を回収処理した。

コ 県産リサイクル製品利用促進制度

島しょ県である本県において、廃棄物の排出抑制・循環的利用の促進を図る循環型社会を実現するためには、域内の資源循環システムを構築することが不可欠であり、そのためにはリサイクルの出口である製品の利用拡大を図ることが重要である。

このようなことから、県内で発生する再生資源を原料とした県産のリサイクル製品について、品質及び安全性について審査し、認定することにより、県民等へ製品の利用拡大を図るため、平成17年3月に日用製品等を対象とする「沖縄県産リサイクル製品利用促進要綱」を制定した。

これまでに廃ガラスを原料とした無機質土壌改良材や廃材から再生したポリ袋等を認定していたが、申請品目数が少ないことから、平成22年度で事業廃止となった。

また、県土木建築部では、平成16年度に「沖縄県リサイクル資材評価認定制度実施要領」を制定し、公共工事で使用する建設資材について県内リサイクル資材の使用促進を図っている。

(3) 産業廃棄物に関する対策

ア 産業廃棄物処理施設等への監視・指導

産業廃棄物処理施設等に対する監視・指導は、各保健所で実施しており、維持管理基準等に適合しない施設に対して、適宜、警告書・改善命令・措置命令等を発して指導強化を図っている。

また、毎年度、通常の監視指導に加えて、県内の全最終処分場の総点検を実施しており、産業廃棄物処理業者等への監視指導と改善の徹底を図り、厳正に対処している。

イ 不法投棄防止対策

不法投棄は、河川や地下水など生活環境に支障を生ずるおそれがあるばかりでなく、景観を損ねることにより、観光振興にも影響を与えるため、未然の防止対策が重要となっている。

いったん不法投棄が行われると、引き続き同じ場所に様々な廃棄物の投棄が行われる事例も多いため、不法投棄の早期発見、規模が小さい段階での迅速な対応、発生抑止のための監視体制の充実強化等の取り組みが必要である。

そのことから、保健所の環境衛生指導員による監視指導体制に加え、警察官退職者を廃棄物監視指導員として配置するとともに、本庁環境整備課に警察本部より警部 1 名を配置し、悪質な不法投棄者の告発、関係機関と連携した指導・取締りの強化等を図っている。

また、沖縄県では、不法投棄防止対策として県、警察本部、海上保安本部等で構成する「沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会」や各保健所に市町村及び各警察署等で構成する「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置して、合同パトロールを実施している。

さらに、不法投棄監視カメラの導入などを行い、不法投棄防止対策を強化している。

ウ 公共関与事業

産業廃棄物は、排出事業者自らが適正に処理しなければならないことから、処理を行うために必要な施設は、排出事業者自ら、又は民間処理業者により確保することが基本であるが、本県における民間処理業者が有する産業廃棄物管理型最終処分場のうち、平成30年度末時点で稼働中の施設は 2 箇所のみで、その残余容量は逼迫状態が続いていた。

このため、県では、令和元年10月に公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場を整備し、同年12月より「安和エコパーク」として供用開始した。当施設により産業廃棄物の県内処理と適正処理の推進を図り、生活環境の保全と健全な経済産業活動を支援していく。

平成16年度	「沖縄県公共関与産業廃棄物処理施設整備基本構想」を策定 ○ 処分場の規模は、埋立容量36万立方メートル。埋立期間15年間。 ○ 事業主体は株式会社方式による「官民協調の第三セクター」設立。 ○ 当該事業主体は、国から廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターの指定とともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく「特定施設」として認定を受けて、国庫補助制度や政策融資等の支援措置を活用。
平成17年度	「公共関与事業推進会議」を設置。 ○ 学識経験者、経済界等の関係団体、NPO、市町村及び県関係者から成る。 ○ 同基本構想を踏まえ、処分場の立地候補地の選定と事業主体設立について検討。
平成19年 3 月 15 日	最終候補地及び事業の設立について知事報告。 ○ 公共関与事業推進会議において、立地候補地の選定にあたり「立地候補地の選定に係る基本ルール」を示し、情報公開による高い透明性を確保しつつ、段階的な絞り込みを進め、最終候補地として本部町崎本部、名護市安和及び浦添市伊奈武瀬の 3 箇所を選定。 ○ また、事業主体の設立について、事業実施に向けた基本的な考え方をとりまとめた。
平成22年度	事業の見直しを実施。 ○ リサイクルの進展等により産業廃棄物の最終処分量が減少していることを踏まえ、最終処分場の施設規模を15万立方メートルへ変更するなど行った。 ○ その後、名護市安和区を第一候補として地元への事業説明会、意見交換会などを開催し、地元においても最終処分場に関する勉強会を実施するなど、公共関与事業への理解を深めた。
平成25年 3 月	事業主体となる第三セクター沖縄県環境整備センター株式会社（以下「センター」という。）を設立。
〃 年 4 月 15 日	名護市安和区において条件付きの同意が承認。
〃 年 9 月 19 日	名護市安和区、名護市、沖縄県及びセンターの四者で基本合意書を締結。
平成26年 4 月	「公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場地域協議会」を設置。
平成26年 6 月	生活環境影響調査を実施。
平成27年 3 月	更なる最終処分量の減少が見込まれることから、最終処分場の施設規模を再検証し、9万立方メートルへ変更。

平成27年 7 月	用地取得完了。
平成28年 3 月	実施設計発注。
平成29年 9 月	廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置許可。
〃 年 9 月16日	起工式を実施。
令和元年10月	本体工事完了。
〃 年11月23日	落成式を実施。
〃 年12月	供用開始。
令和 2 年 2 月	第 1 埋立地で廃棄物受入開始。
令和 5 年 5 月	第 1 埋立地が埋立完了。廃棄物の受入停止。
〃 年 6 月	被覆施設移設工事開始（第 1 埋立地から第 3 埋立地へ）。
令和 6 年 3 月	被覆施設移設工事完了。第 3 埋立地で廃棄物受入再開。

エ 産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の促進

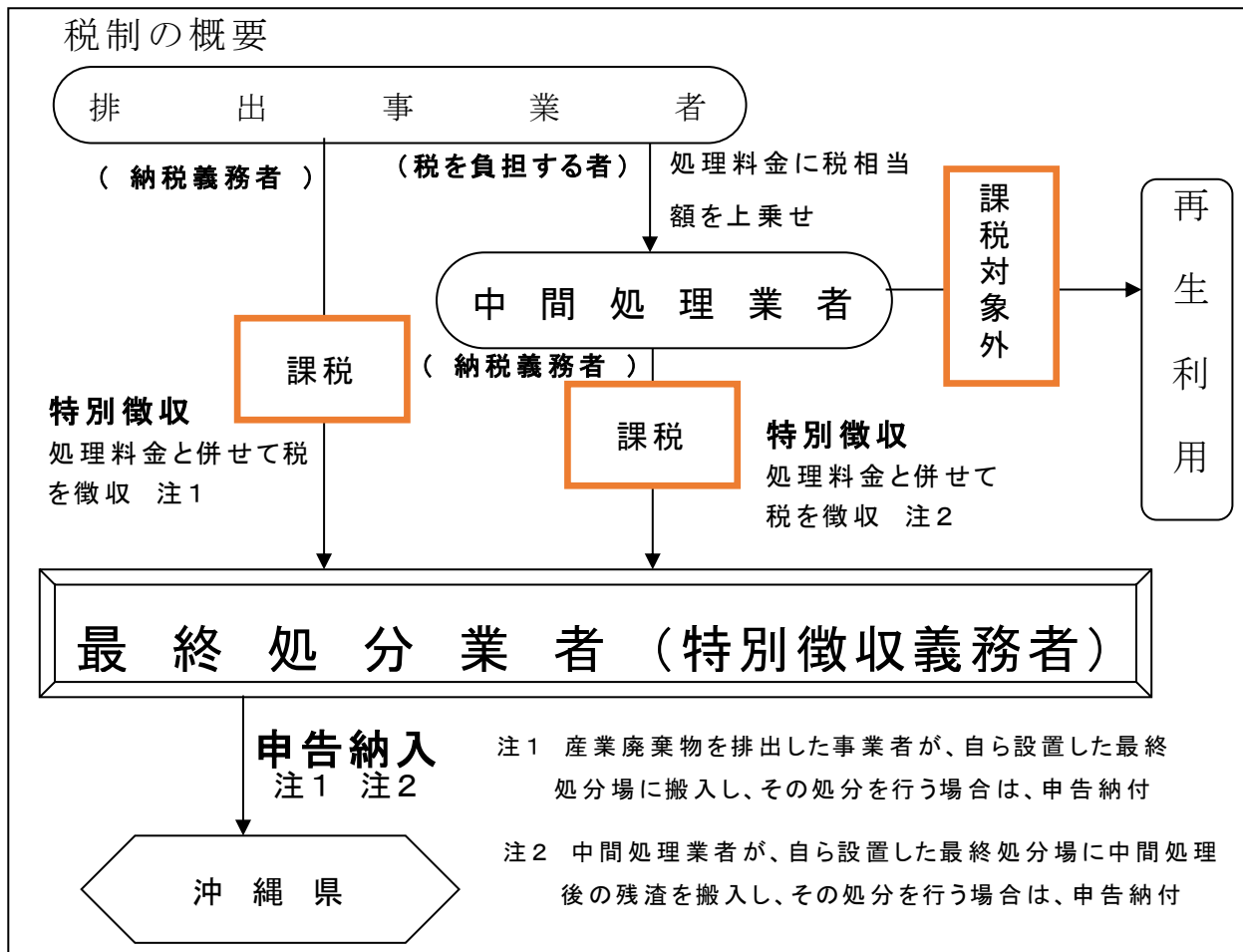
廃棄物の発生を抑制し、循環的利用及び適正処理を推進していくためには、廃棄物問題が通常の事業活動や日常生活における社会経済活動に伴って生じる廃棄物に起因する課題であることを踏まえて、廃棄物処理法等に基づく規制手法や普及啓発などの取り組みだけでなく、経済的手法による政策手段と組み合わせて、地域経済社会や県民のライフスタイルのあり方を変えていくことが不可欠である。

税という手段の活用は、市場メカニズムを通じて経済産業活動を環境負荷の少ないものへと誘導するとともに、生活環境の保全と経済産業活動の両立を目指す有効な手法であると考えられ、県においては、産業廃棄物の排出を抑制し、その循環的利用及び適正処理を促進していくため、平成18年4月から「沖縄県産業廃棄物税」を導入した。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出事業者に税の負担を課すことで、その排出を抑制しリサイクルを推進しようとする経済的インセンティブを与えるとともに、税収を、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の促進、公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備、不法投棄等防止対策の強化など、循環型社会の形成に向けた施策に活用する法定外目的税である。

税の仕組みとしては、産業廃棄物の処理の最終段階である埋立に着目して、県内の最終処分場に産業廃棄物が搬入された際に、搬入された産業廃棄物を排出した事業者に対して、搬入量に応じた税負担を求めることとしている。

また、税収と使途の関係を明確にするとともに中長期的な施策の展開を図るため、基金を設置している。



税の種類	法定外目的税
目的	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用、その他適正処理の促進を図る。
課税客体	最終処分場に搬入された産業廃棄物
納税義務者	最終処分場に搬入された産業廃棄物を排出した事業者
徴収方法	最終処分業者による特別徴収 ※排出事業者・中間処理業者が、自己の設置する最終処分場で処分する場合は申告納付
課税標準	県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量
税率	1トンあたり1,000円（1キログラムあたり1円）
税収使途	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、適正処理の促進に関する施策に要する費用に充てる。 ①産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進 ②産業廃棄物処理業の優良化の促進 ③不法投棄等の防止対策 ④公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備 等
施行日	平成18年4月1日（令和7年度を目途に見直しを行う）

図1-4 産業廃棄物税の概要